

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、B所在のC（以下「事業場」という。）に配属となり、相談員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「狭心症疑い」と診断され、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し「適応障害（不安抑うつ反応）」と診断された。請求人によると、同年〇月に同僚が退職した以降も、人員の補充がなく、また、同年〇月に利用者からクレームを受けるなど、仕事上のストレスが徐々にたまってきたという。
- 3 本件は、請求人が、適応障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月上旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、別紙3(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①平成〇年〇月に行われた定例会当日に説明者として指名され緊張したこと、②同月に同僚が退職し、その後社員を採用しなかったため、請求人の業務が増大したこと、③同年〇月に利用者の希望に沿わない消臭剤を納品したため利用者から苦情を受けたこと、④事業場全体の毎月の売上等の目標が達成できないことにプレッシャーを感じていたこと、⑤上司から日々指示の変更があったことがストレスとなり、同年〇月頃、胸が苦しくなった等と主張していることから、以下、検討する。

ア 平成〇年〇月に行われた定例会当日、説明者として指名され緊張したとする主張について

請求人は、同月の定例会の開催日を知らされておらず、当日緊張して資料を作成しなければならなかったと主張するが、定例会は毎年開催されているところ、同定例会の開催内容及び担当者は既に年間スケジュールで決まっており、たとえ請求人が同スケジュールを失念していたとしても、過去にも請求人は説明者となった経験があり、準備に多大な労力を費やしたとは認めら

れない。

したがって、同出来事については、認定基準別表 1 の具体的出来事「大きな説明会や公式の場での発表を強いられた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当するとみて評価しても、当審査会としては、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 平成〇年〇月に同僚が退職し、その後社員を採用しなかったため、請求人の業務が増大したとする主張について

同月における同僚の退職後も、事業場では相談員は〇名の体制が確保されており、また、請求人の訪問件数は同年〇月以降減少しているなど、請求人の業務量が増加したとは認められない。また、評価期間における請求人の時間外労働時間数をみても、最大で発病前〇か月目（同年〇月〇日～〇月〇日）の 40 時間 33 分にとどまり、その後は減少しており、請求人に業務増となる大きな変化があったとは認められない。

したがって、同出来事については、認定基準別表 1 の具体的出来事「仕事の内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価するも、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 平成〇年〇月に、利用者の希望に沿わない消臭剤を納品したため利用者から苦情を受けたとの主張について

請求人が利用者から直接クレームを受けたことは事実であるも、利用者への謝罪及びすぐに希望する消臭剤を納品することにより顧客関係は維持されたものであり、また、請求人が事業場からペナルティを受けた事実も認められないものである。

同出来事については、認定基準別表 1 の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に当てはめて検討するも、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 毎月の売上等の目標が達成できないことにプレッシャーを感じていたとの主張について

請求人は、事業場全体として毎月〇円の売上等の目標があり、この目標を達成できないことにプレッシャーを感じていたと主張するところ、同出来事

は、認定基準別表1の具体的出来事「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて評価するも、目標を達成できなかったことについて、請求人が事業場から指導を受けたり、ペナルティを受けたりしたことはなかったとされており、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 上司から日々指示の変更があったとの主張について

請求人は、直属の上司からの指示が日々変わること及び同事実をさらに上の職制の上司に対応するように求めたものの、対応がなされず、逆に請求人に自制を求めてきたことがストレスとなったと主張するところ、同出来事については、一般的に、上司からの業務指示が変更されることは十分にあり得ることであり、また、上位の職制にある者が、請求人に対し、直属の上司の指示に従うよう求めたこともいわば当然のことであり、同事実をもって客観的には上司とのトラブルとは認め難いものである。したがって、仮に請求人の主張について、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が5つであるから、その心理的負荷の全体評価は「弱」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。